

徳島県規則第五十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する

。 第二十二條を次のように改める。

（徴収金の額）

第二十二條 条例第二十一條第一項の規則で定める額は、知事が別に定める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和二年四月分以降の分として徴収する徴収金について適用し、同年三月分以前の分として徴収する徴収金については、なお従前の例による。